

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について

令和2年2月28日
福島県教育委員会

2月27日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、3月2日から春季休業の開始日までの間、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において一斉臨時休業を行うよう要請する方針が示され、2月28日付けで文部科学省より通知がありました。

福島県としては、①国を挙げて感染の拡大防止に取り組むべき状況にあること、②高等学校の入学者選抜をはじめとした教育上の影響を最小限に抑えること、③家庭や福祉事業所等の受け入れ体制にも配慮する必要があることを総合的に勘案し、下記の通り対応することといたします。

【県立中学校・高等学校】

○3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とする。ただし、休業中の生活・学習等の事前指導、生徒・家庭との連絡調整等の観点から、3月3日を登校日とする。

【県立特別支援学校】

○3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とする。ただし、福祉事業所等における受け入れ準備が整うまでの間、在籍する子供のうち、受け入れ先がない者を学校施設で受け入れる。

【市町村立学校】

○低学年の児童等の受け入れ先の調整、休業中の生活・学習等の事前指導、高校入試の対応等に関する準備期間が必要となることから、市町村の実情に合わせて3月2日以降、1～2日程度の登校日を設ける等した上で、春季休業の開始日までの間、市町村の準備ができ次第、早急に臨時休業とすることを要請する。

○保護者が休めない場合等在籍する子供の受け入れ先がない者については、福祉部局等と調整の上、学校施設で受け入れることについてもご検討いただきたい。

※なお、卒業式、高等学校の入学選抜に関する対応については、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議においてお示してきた方針と変更ありません。

○卒業式については、参加者における咳エチケットの徹底や手洗いの奨励、風邪のような症状のある方は参加いただかないことの徹底のほか、式典時間の短縮、出席者の限定などを検討し、感染防止対策に万全を期す。

○高等学校の入学選抜については、日程は変更せず、感染防止の取組を徹底した上で実施するとともに、感染した者は追検査の受験対象とする。